(目的)

第1条 この細則は、リハビリテーション科学部履修規程(以下「履修規程」という)第6条に定める作業療法学科の履修コースについて、必要な事項を定める。

(コース制)

第2条 作業療法学科に、次に掲げる履修コース(以下「コース」という。)を置くものとする。 音楽療法士コース

(国家試験受験資格及び称号取得資格)

第3条 作業療法学科において取得可能な国家試験受験資格及び称号取得資格は、次に掲げるとおりである。

作業療法士国家試験受験資格

音楽療法士(2種)称号取得資格(全国音楽療法士養成協議会認定)

2 音楽療法士(2種) 称号を取得するためには、音楽療法士コースに登録し、当該コースで開設する科目の履修及び単位修得が必要である。

(コース登録手続)

- 第4条 音楽療法士コースに登録するには、1年次開講の音楽療法士コース必修科目を履修し、かつ、 所定の申請手続きを取らなければならない。
- 2 前項に定める登録手続きについては、所定の申請用紙を1年次後期の指定する期限までに提出しなければならない。
- 3 所定の申請用紙にて登録希望を申し出た学生を対象として、学科より選出した教員によって1年 次後期終了時に選考を行う。なお、コース登録には仮進級者ではないことを必須条件とする。
- 4 選考結果は、教務委員会において承認し、教務委員会は最終結果を教授会に報告する。
- 5 選考結果に基づきコース登録が認められた学生は、定められた履修費を指定する期日までに納めるものとする。納入した履修費はいかなる場合も返還しない。
- 6 コースの登録後の取止めについては、コース担当教員と相談の上、所定の辞退届を提出する。 (コース登録学生数の制限)
- 第5条 音楽療法士コースに登録できる学生数は、原則として8名を上限とする。

(コース履修の条件)

- 第6条 コースを履修するには、どの学年においても仮進級者ではないことを必須条件とする。
- 2 コース登録以降の学年進行において、留年もしくは仮進級者となった場合には、コース登録を取止めとし、第4条第6項に基づく手続きを取るものとする。
- 3 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者についてはこの限りではない。
- (1) 3年次の進級判定において初めて留年し、3年次前期までの必修科目を全て修得した者
- (2) 教授会で適当と認められた者

(その他)

第7条 コースの履修に関する事項については、この細則に定めるもののほか、北海道医療大学学則、 リハビリテーション科学部履修規程の定めるところによる。 (改廃)

第8条 この細則の改廃は、教授会の議を経て学部長が決定する。

附則

- 1 この細則は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の細則は、令和5年4月1日現在で在籍する学生にも適用する。